

# 回復期病床への機能転換 施設整備事業について

平成29年11月 熊本県健康福祉部

# 1 協議の流れ その1

地域調整会議で適否に関する協議を行う。主な流れは次のとおり。

冒頭に、県から補助金交付を希望する医療機関(以下「申請者」)の申請概要を一覧表形式で説明する。

申請者は、必要に応じて、委員からの質問に対して説明を行う。

申請者の了解が得られた場合、一括して質疑応答

## 2 協議の流れ その2

委員は、県及び申請者からの説明等を聞いた後に、申請内容について適否に関する協議を行う。  
なお、複数の申請がある場合は、優先順位についても協議を行う。  
ただし、県下全体の申請額が予算の枠に収まる場合は、優先順位は不要とする。

申請者が地域調整会議の委員の場合、委員として自己の申請に係る協議には参加できないものとする。

後日、県医療政策課が調整会議の結果を踏まえて、適否の結果を通知する。

### 3 協議における着眼点

#### 【(1)施工内容】

事業計画の内容を達成するための施行内容となっているか。

認められない項目：病床機能の転換に関係のない  
壁紙の張り替え、機器や備品購入等

#### 【(2)事業内容】

転換後の主な機能が回復期病床として妥当か。

事業実施理由が地域医療構想の考え方(病床機能の  
分化・連携)に沿っているか、地域医療への貢献が  
認められるか。

近隣の急性期や慢性期病床機能を持つ医療機関との  
連携体制が明確か。